

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース(専攻)名	公共法政策コース

学類のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)		コースのディプロマ・ポリシー(学位授与方針)									
<p>法学・政治学の学問体系の骨格を理解していること。法学・政治学の基本的な科目の知識を修得していること。卒業後の進路に応じて必要な知識を修得していること。問題を発見する力、自分の主張をまとめて論議する力を身につけていること。以上の法学類の人材養成目標とともに、各コースのディプロマ・ポリシーで掲げた人材養成目標に到達した者に、学士(法学)の学位を授与する。</p>		<p>学類のディプロマ・ポリシーで掲げる知識・能力の他に、社会の公的枠組みを形作っている法制度や、政策形成の過程、統計データの活用など、国家・地方公務員の行政職職員にとって必要な知識・能力を身につけた者に学士(法学)の学位を授与する。これらの知識・能力を身につけるためには、以下の学習成果を上げることが求められる。</p>									
学類のOP(カリキュラム編成方針)、コースのOP(カリキュラム編成方針)		公共法政策コースの学習成果(○=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目、◎=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目)									
<p>[学類のOP] (1)体系的カリキュラム:法学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促す。 (2)階層的カリキュラム:入学初年次に基礎的な科目を、学年の進行に従って応用的・発展的な科目を提供する。 (3)進路に応じたカリキュラム:1,2年次生はおおよそ同じ基本的科目を学ばせ、3,4年次生は将来の進路に即した科目を学ばせる。 [コースのOP] 1,2年次の基本的科目で得た知識を基礎として、国家・地方公務員の行政職職員にとって必要な専門知識(主に公法・政治学関連の科目)や能力をさらに修得させる。</p>		<p>法学・政治学全体の現況やその発展の方向性、社会の公的枠組みを形作っている法を対象とする学問分野間の相互関係を理解する。(公法基礎科目)(専門基礎科目) 社会の公的枠組みを形作っている法を対象とする学問分野間の相互関係を理解する。(公法基礎科目)(専門基礎科目) 企業を含む私人どうしの活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。(企業関係法系基本科目) 国家・地方公務員にとって必要な専門知識や能力(公法分野)を得る。(公法政策コースコア科目I) 国家・地方公務員にとって必要な専門知識や能力(民法分野)を得る。(民法政策コースコア科目II) 国家・地方公務員にとって必要な専門知識や能力(政治学分野)を得る。(政治学政策コースコア科目III) 法学・政治学の発展的・応用的分野を学ぶ。(選択科目) 外国語の能力を高める。(外国語系科目) 議論を通して、法学・政治学の個々の分野に対する理解を深める。(演習科目) 法学・政治学の現在の学問水準を知るなど、それぞれの学問分野の最先端の知識を得て、さらに自ら考えるきっかけを作る。(特講)</p>									
コース(専攻)のカリキュラム											
科目番号	授業科目	学生修得目標	学年	前期	後期						
32437	民法第四部	民法第三部(債権総論)で学習したことを基礎に、契約法や不法行為法等に関する基本概念や諸制度を理解する。契約法や不法行為法(債権各論)に関する重要な判例、学説について理解する。	3		*						○
32439	会社法第二部	生じた問題が会社法上どのように位置づけられるかを理解したうえで、問題解決に際して要請される考慮要素を明らかにするとともに、論理的な検証の結果、解決策を提示することができること。	3	*							○
32441	手形法・小切手法	手形法・小切手法を理解することにより、理論的整合性を追求できるようにすること。民法に立ち寄りつつ、手形法・小切手法を考慮することができるようになること。	3		*						○
32443	民事訴訟法	参加者は、民事訴訟の様々な手続制度や民事訴訟法上の法概念について、判例実務や学説の学習を通じて修得し、民事訴訟法学についての基礎を固めることができる。参加者は、民事法の世界が科目ごとの縦割りで分断されているのではなく、相互に密接に関連していることを体得することができる。	3	*							○
32445	民事執行・保全法	1. 民事執行手続および民事保全手続の概要を理解することができる。 2. 民事執行保全法の解釈論の基本を理解することができる。 3. これらのを通じて、民事執行保全法上の具体的な基本問題を解決することができるようにする。	3		*						○
32447	倒産法	倒産法上の基本的概念、あるいは原理・原則を正確に理解し、倒産処理手続の構造あるいは手続の流れの中に正確に位置づけられるようになる。	3		*						○
32451	知的財産法	民法(財産法)を始めとする私法一般の原則をすでに習得していることを前提として、知的財産法がそれらと共通する点、異なる点を理解(場合によっては自ら発見することも求められます)する。	3	*							○
32455	国際私法	主題となっている各テーマに関し、私人間の国際的な法律関係がどのように規律されるか、また、国際社会における法をどう見るべきかについて、その基本知識が習得できる。	3	*							○
32457	国際取引法	国際取引に関する適用法規の決定枠組、上記の各種国際取引契約の起草と当事者の利害関係に関する基礎知識、並びに国際取引紛争の予防と解決に関する基礎知識を習得できる。	3	*							○
32473	国際コミュニケーション論	履修した学生は、日常的に視聴するテレビニュースや新聞から、自分なりの解釈を導出し、自分の考えを客観的に検証できるようにする。そして、その検証方法を学ぶきっかけを得て、幅広い研究分野、分析手法の存在を知り、いくつかの手法を運用できるようにする。	3		*						○
32475	リーガル・ドラフティング	国際的M&A及び国際合併の際に締結される各種契約の条項をドラフティングできるようにする。	3	*							○
32477	プロジェクト科目	(各年度のシラバス参照)	2	*	*						○
32479	インターンシップ	志望する就職先とその志望理由を明確にする。就業体験を通じて、自らの適性やこれまでの学習の不十分さを理解する。インターンシップ報告会を通じて、自らの体験を多くの人にプレゼンテーションする方法を習得する。	3	*							○
32113	哲学概論A	哲学の基礎的知識や方法を説明できる。	3	*							
32115	哲学概論B	哲学の基礎的知識や方法を説明できる。	3	*							
32117	社会学	社会学の基礎的知識や方法を説明できる。	3	*							
32101	社会福祉概論I	1. 国民の生活実態と制度の実態を調べ、分析する力をつける。 2. 他人の意見を聞く力をつけること。 3. ディスカッションする力をつけること。 4. 政策立案能力を付けること。	3	*							△
32103	社会福祉概論II	1. 国民の生活実態と制度の実態を調べ、分析する力をつける。 2. 他人の意見を聞く力をつけること。 3. ディスカッションする力をつけること。 4. 政策立案能力を付けること。	3	*							△
32105	国際関係論	グローバル化が進んで環境を超えた人、物、情報の往来が日常化し、国内においても外国人との接触がふえている現在、国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され、彼らの国の状況はその内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがってある程度過去に遡って調べておかないと、現在の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだが、とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養いたい。	3	*							△
32107	国際政治史	日本外交史を学ぶことを通じて、近代日本が周辺諸国を含む国際社会とどのように関わってきたのか、それがこんにちの日本にどのような影響を及ぼしているのか、について理解すること。	3	*							△
32109	政治外交史	幕末維新期・明治時代・大正時代・昭和戦前期の日本の内政の展開過程をたどりながら、近代日本の国家と社会の特質について理解すること。	3	*							△
32110	比較政治学	英語のリーディングやリスニングを上達させる。政治学の専門用語を紹介する。比較的観点から民主主義を理解する。	3		*						△
32201	外国書概論	外国語文献をより正確に読めるようになる。	1	*	*						○
32241	外国文献研究	外国語文献をより正確に読めるようになる。	3	*	*						○
32221	海外英語研修	学生は、タフツ大学夏期英語研修を通じ、英語運用能力を向上させ、異文化に属する人々とのコミュニケーション技法を学んでいくことができる。また、これにより、自分自身の視野を広げて将来につなげていくことが期待される。	2		*						○
32231	外国語表現法	漠然としたイメージしか持っていないであろう英語の論理構造・展開、あるいは有効な書き方・話し方を確認し、実際に表現してみようというトレーニングを通じて、学生は、より適切な英語表現とは何か、自身には何が必要かを把握するとともに、コミュニケーション能力を高めることができる。	3	*	*						○
32241	基礎演習	課題を選択し、調査・研究し、報告し、議論できるようにする。	1	*	*						○
32251	演習	課題を選択し、調査・研究し、報告し、議論できるようにする。	3	*	*						◎

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース(専攻)名	公共法政策コース

学類のディプロマ・ポリシー(学位授与方針)		コースのディプロマ・ポリシー(学位授与方針)												
法学・政治学の学問体系の骨格を理解していること。法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得していること。卒業後の進路に応じて必要な知識を修得していること。問題を発見する力と、自分の主張をまとめて論証する力を身につけていること。以上の法学類の人材養成目標とともに、各コースのディプロマ・ポリシーで掲げた人材養成目標に到達した者に、学士(法学)の学位を授与する。		学類のディプロマ・ポリシーで掲げる知識・能力の他に、社会の公的枠組みを形作っている法制度や、政策形成の過程、統計的データの活用など、国家・地方公務員の行政職職員にとって必要な知識・能力を身につけた者に学士(法学)の学位を授与する。これらの知識・能力を身につけるためには、以下の学習成果を上げることが求められる。												
学類のOP(カリキュラム編成方針)、コースのOP(カリキュラム編成方針)		公共法政策コースの学習成果(◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目、○=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、△=学習成果を上げるために履修することが求められる科目)												
【学類のOP】 (1)体系的カリキュラム：法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促す。 (2)階層的カリキュラム：入学初年次は基礎的な科目を、学年の進行に従って応用的・発展的な科目を提供する。 (3)進路に応じたカリキュラム：1、2年次生はおおよそ同じ基本的科目を学ばせ、3、4年次生は将来の進路に即した科目を学ばせる。 【コースのOP】 1.2年次の基本的科目で得た知識を基礎として、国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識(主に公法・政治学関連の科目)や能力をさらに修得させる。		法律学・政治学全体の現況や、その専門分野間の相互関係を理解する。(専門基礎科目)	社会の公的枠組みを形作っている法を対象とする学問分野や、政治学・政策学の基礎を理解する。(公共法政策系基本科目)	企業を営む私人人としての活動を規律する法を対象とする学問分野の基礎を理解する。(企業関係法系基本科目)	国家・地方公務員にとって必要な専門知識や能力(公法分野)を得る。(公共法政策コースコア科目I)	国家・地方公務員にとって必要な専門知識や能力(私法分野)を得る。(公共法政策コースコア科目II)	国家・地方公務員にとって必要な専門知識や能力(政治学分野)を得る。(公共法政策コースコア科目III)	法律学・政治学の発展的・応用的分野を学ぶ。(選択科目)	外国語の能力を高める。(外国語系科目)	議論を通して、法学・政治学の個々の分野に対する理解を深める。(演習科目)	法律学・政治学の現在の学問水準を知るなど、それぞれの学問分野の最先端の知識を得て、さらに自ら考えるきっかけを作る。(特講)			
コース(専攻)のカリキュラム														
科目番号	授業科目名	学生の学習目標	学年	前期	後期									
32281	卒業論文	自分が関心をもつ問題について主体的に研究し、その成果を文章にまとめることができるようになる。	4	*										
32301	法理学特講	法理学の最先端の知識を得て、さらに法理学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32303	法制史特講	法制史学の最先端の知識を得て、さらに法制史の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32305	外国法特講	外国法(アメリカ法)学の最先端の知識を得て、さらに外国法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32307	公法特講	公法学の最先端の知識を得て、さらに公法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32309	刑事法特講	刑事法学の最先端の知識を得て、さらに刑事法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32311	国際法特講	国際法学の最先端の知識を得て、さらに国際法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32313	社会法特講	社会法学の最先端の知識を得て、さらに社会法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32315	民法特講	民法学の最先端の知識を得て、さらに民法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32317	商法特講	商法学の最先端の知識を得て、さらに商法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32319	民事訴訟法特講	民事訴訟法学の最先端の知識を得て、さらに民事訴訟法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32321	経済法特講	経済法学の最先端の知識を得て、さらに経済法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32323	国際法務特講	国際法務の最先端の知識を得て、さらに国際法務の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32325	政治学特講	政治学の最先端の知識を得て、さらに政治学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○
32327	行政法特講	行政法学の最先端の知識を得て、さらに行政法学の課題について自ら考えられるようになる。	3	*	*									○

学年順の1は1年次より、2は2年次より、3は3年次より、4は4年次に(早期卒業申請者は3年次より)履修できる科目である。
 外国語特講と基礎演習は1年次後期より履修できる。
 特講は開講されないことがある。
 開講学期は変更されることがある。
 一部の科目は隔年開講である。
 ◎は必修または選択必修科目、○は選択科目、△は準専任教員が担当する選択科目である。
 各科目の単位数は2、4または6単位である。
 「哲学概論A」「哲学概論B」および「社会学」は、2012年度以降の入学生で、教職免許取得希望者のみが履修できる科目である。